

令和8年1月5日

指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可について

中国経済産業局から、下記の事業者による指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可申請に関する、改正法附則第28条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、認可をすべきと考えられるため、別紙のとおり中国経済産業局長に意見を回答いたしました。

記

西日本液化ガス株式会社
株式会社ティネン山陽

(法人番号 9250001006112)
(法人番号 4250002016949)

(別紙)

官 印 省 略
20251222中国第3号
令和8年1月5日

中国経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和7年12月19日付け20251216中国第15号により貴職から当委員会に意見を求められた指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。